

「日本再生の基本戦略」について

〔平成 23 年 12 月 24 日〕  
閣 議 決 定

「日本再生の基本戦略」を別紙のとおり定める。

日本再生の基本戦略  
～危機の克服とフロンティアへの挑戦～

2011年12月24日

～目 次～

はじめに	1
1. 危機の現状	2
2. 震災・原発事故からの復活	
(1) 東日本大震災からの復興	2
① 総力を挙げた早期復興と絆の強化	2
② 原発事故からの再生	3
③ 被災地の復興を日本再生の先駆例へ	3
(2) エネルギー・環境政策の再設計	4
3. 経済成長と財政健全化の両立	
(1) 成長力強化、円高・デフレに対応したマクロ経済運営と欧州 政府債務危機への備え	5
(2) 社会保障・税一体改革の着実な実現	6
4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計	
(1) 更なる成長力強化のための取組（経済のフロンティアの開拓）	6
① 経済連携の推進と世界の成長力の取り込み	7
② 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出	8
③ 新たな資金循環による金融資本市場の活性化	9
④ 食と農林漁業の再生	10
⑤ 観光振興	11
(2) 分厚い中間層の復活（社会のフロンティアの開拓）	12
① すべての人々のための社会・生活基盤の構築	12
② 我が国経済社会を支える人材の育成	13
③ 持続可能で活力ある国土・地域の形成	14
(3) 世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化 （国際的フロンティアの開拓）	15
5. 新たなフロンティアへの挑戦	16
（別紙1）被災地で新成長戦略を先進的に取り組む主な施策例	18
（別紙2）各分野において当面、重点的に取り組む施策	20

## はじめに

今、我が国は大きな危機に直面している。

我が国は、成熟社会の新しい時代に応じた産業構造への転換が遅れ、「失われた 20 年」に加え、東日本大震災、原発事故、円高、世界的な金融市場の動揺など、過去に経験したことがない多くの重大な困難に直面しており、正に「歴史の危機」のまっただ中にある。正に、我が国は、未曾有の人口減少社会を目前に控え、元気のある国として発展していくか、それとも衰退していくかの大きな分岐点にある。

「希望と誇りある日本」を取り戻し、日本再生を図っていくためには、強い危機感を持って、しっかりとした優先順位に基づく思い切った政策を重点的に展開し、課題解決を図っていくことが不可欠である。そして、危機を克服し、新たな可能性を開拓すべく、フロンティアへの挑戦に臨まなければならない。このため、大胆な規制・制度の見直しを含め、産業構造を変革していくとともに、政治・行政の仕組みの変革に取り組む。同時に、国民に見える形でその確実な実行を図ることが重要である。

日本再生のため、まずは東日本大震災・原発事故からの復活に全力を尽くすとともに、経済成長と財政健全化を両立する経済運営を実現し、経済の土台を立て直す。さらに、成長戦略を実現するとともに、分厚い中間層を復活させ、経済社会の持続可能性を確保しなければならない。

また、現下の欧州政府債務危機は、我が国の財政が既に極めて厳しい状況にあることを考えれば、もはや他人事ではない。各国財政の持続性を取り戻さないと、国家の危機に直結する。財政危機の伝播を予防しつつ日本再生を実現するためには、財政健全化への取組が一層重要である。同時に、リーマンショックに引き続く欧州政府債務危機など金融危機が頻発する中で、第二次大戦後に構築されてきたグローバルな貿易や通貨のシステムを支えるレジームが揺らいでおり、国際的な金融面での危機の広がりが貿易の収縮や内向き志向につながらないよう、自由貿易を推進することが欠かせない。

真に日本を再生することとは、日本人が「この国に生まれてよかった」と思える「希望と誇りある日本」を取り戻すこと。多岐にわたる分野で、我が国が切り拓いていくべき「フロンティア（新たな可能性の開拓）」を提示するとともに中長期的に目指すべき方向性を示し、その開拓に向けた果敢な挑戦により、活力ある「希望と誇りある日本」を築き上げていかななければならない。

そして、日本が直面している問題を従来型ではなく新しい形で解決していくことが、世界への貢献に通じる。

## 1. 危機の現状

我が国は、90年代初頭にいわゆるバブル景気が崩壊して以降、経済が長期にわたり低迷し、成長力が低下する一方、財政状況の悪化も深刻度合いを増している。人口減少・高齢化が進む中で、人口要因が経済成長にマイナスの方向に働く人口オーナス期を迎え、既存の経済社会システムでは限界があるにもかかわらず、成熟社会となった新しい時代への対応の方向性が見定められないために、閉塞感が高まっている。

同時に、我が国経済社会を取り巻く環境の変容も大きく、例えばアジア各国の急速な台頭、経済のグローバル化の進展等世界的に大きな構造転換が進行しているが、我が国はそのダイナミズムを十分に取り込んで成長の原動力にすることができず、中小企業を始め、経営環境は一段と厳しくなっている。

財政状況も日に日に厳しさを増しており、財政健全化と社会保障改革は喫緊の課題である。

また、富の集中と貧困化が進んでおり、人々が自らの将来に対して先行き不透明感を抱き、安全・安心・安定が実感できず、不安感が強まっている。まずは経済を活性化し、中間層の方々の自信を取り戻す。健全で分厚い中間層なくして日本の将来はあり得ない。

このように、東日本大震災以前からの「そこにある危機」に加え、東日本大震災の発災により、甚大な被害とともに原発事故と電力制約が生じ、さらには急速な円高の進行、欧州政府債務危機への懸念等、大きな経済変動が我が国経済を揺るがしており、言わば「危機の中の危機」として大きな不安定要因となっている。

我が国は、このような目の前の喫緊の危機に対応するだけでなく、人口減少・高齢化を始め、アジアの成長、原油高など資源制約等の国際環境を与件としつつ、巨額の政府債務など過去の負の遺産に対応するとともに、将来ある若者が夢と希望を持って社会に参画していけるよう、政治のリーダーシップの下、一刻も早く大きな構造転換を図っていく。

## 2. 震災・原発事故からの復活

### (1) 東日本大震災からの復興

#### ① 総力を挙げた早期復興と絆の強化

東日本大震災は正に未曾有の国難であり、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、総力を挙げて、復旧・復興に取り組む。本年7月に東日本大震災復興対策本部において決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき具体策の確実な実施を図る。

被災地では、今も被災者の多くの方が働く場の確保に不安を感じており、就職支援策の強化等により、雇用を始めとする生活基盤の確保に最大限努力する。また、復興に関する行政各部の事業を統括・監理する強い調整・実施権限を持った復興庁を創設し、ワンストップで被災地の要望に対応するなど、国と被災地を太い絆で結び付ける。あわせて、今般の大震災で得た教訓から生まれた津波防災地域づくり法に基づき、自然災害に強い地域づくりを被災地はもとより全国に広げていく。

我が国は、大震災発災以降今日まで 163 の国・地域と 43 の国際機関から支援の申出を受けており、世界が日本の復興と再生に注目している。大震災からの復興に当たっては、国際社会との絆を強化し、諸外国の様々な活力を取り込みながら、内向きでない世界に開かれた復興を目指す。

## ② 原発事故からの再生

原発事故については、「福島再生なくして、日本の再生なし」の考え方の下、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」で定めたステップ2の完了を確認した。今後は、政府・東京電力中長期対策会議において決定された「福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置に向けた中長期ロードマップ」に沿って、廃止措置に向けた取組を着実に進めていく。あわせて、被災者の生活再建に向け、除染の実施、住民の健康管理等に全力で取り組むとともに、被災者が迅速かつ適切に賠償金の支払を受けられるよう、原子力損害賠償支援機構を通じて賠償に必要な資金を供給するなど、賠償金の支払に万全を期していく。

## ③ 被災地の復興を日本再生の先駆例へ

東日本大震災からの復興においては、被災地の発展が持続的なものとなり、被災地の復興が日本再生の先駆例となるよう、復興特区や民間資金の十分な活用を図りながら、新産業の創出など新成長戦略を先取りして実施する。

特に、グリーン、ライフ、科学技術、情報通信等のイノベーションを新たな産業・雇用の創出に結び付ける取組などを強力に推進し、地域の強みをいかした被災地の復興を我が国最先端の地域モデルとしていく。

この際、前例のない税制特例（新規立地新設企業を5年間無税とする措置）や大胆な規制緩和を認める「復興特区制度」を速やかに活用し、国内外から新たな企業の投資を呼び込み、復興を加速する。

＜被災地で先進的に取り組む主な施策＞

- 再生可能エネルギーの導入支援・研究開発拠点の整備
- 地域資源を活用した電力・熱等のエネルギー供給システムの導入
- 東北大学を中心とした東北地区の研究活動と連携した地域的な医療健康情報の蓄積・共有・活用（東北メディカル・メガバンク計画）
- 革新的な医薬品・医療機器等の開発推進
- 公共施設への PPP/PFI 導入等による復興の促進
- 官民が連携した被災事業者の復興支援
- 東北観光博（仮称）や東北応援ツアーの実施

## （２）エネルギー・環境政策の再設計

エネルギー・環境政策の再設計に当たり、まずは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の原因究明について事故調査・検証委員会等において徹底的に検証し、それを踏まえた新たな原子力安全の確立に向けた取組を進める。また、ピーク電力の不足と電力コスト上昇リスクの極力回避を目的とした、今後３年間の「エネルギー需給安定行動計画」に基づき、予算や規制・制度改革などあらゆる政策を動員してエネルギー構造改革を先行的に実施する。

中長期のエネルギー・環境戦略の白紙からの検証については、国家戦略会議の分科会であるエネルギー・環境会議において、2012年夏までに、日本再生の柱として、新たな技術体系に基づく「革新的エネルギー・環境戦略」及び2013年以降の地球温暖化対策の国内対策を策定し、両者を一体的に推進する。

戦略策定の基礎とするため、エネルギー・環境会議のコスト等検証委員会において、エネルギー選択に向けた発電コストの客観的なデータ検証を実施した。試算の前提、計算方法等もすべて明らかにし、現時点における知見及び情報を最大限に動員して試算を実施した。その結果、原子力は相当程度の社会的費用があること、石炭、LNGは、エネルギー安全保障上のリスクがあるものの社会的な費用を加味した原子力とのコスト比較において、ベース電源としての競争的な地位を保ち得ること、再生可能エネルギーについても、課題はあるものの、量産効果によるコスト低減などが見込まれ、電源の特性に応じた役割を担える可能性があること、需要家側のコジェネレーションなど分散型電源、省エネにも大規模集中電源と並び得る潜在力があること、どの電源も短所と長所があること等が明らかになっている。

上記の検証結果と多様な視点からの議論で抽出された視座を踏まえて、エネルギー・環境会議は、原発への依存度を下げていく中で新たなエネルギーフロンティアを開拓し、温暖化対策を推進する「基本方針」を策定した。来春のエ

エネルギー・環境戦略の選択肢の提示に向けて、第一に、「白紙からの見直し」の原点に立ち返り、原子力のリスク管理に万全を期すこと、第二に、原発への依存度低減に向け、国際的な情勢も視野に入れ、エネルギー安全保障や地球温暖化対策との両立をも図るという姿勢で臨むこと、第三に、「創エネ」「蓄エネ」「省エネ」を軸に、需要家や地域が自発的にエネルギー選択に参加できる新たなエネルギーシステムを築くことにより、新たなエネルギーミックスと地球温暖化対策を実現するという基本姿勢を示した。その上で、第一に、原子力政策については原子力のリスク管理の徹底、第二に、エネルギーミックスはエネルギーフロンティアの開拓とエネルギーシステムの改革により、原発への依存度低減を具体化、第三に、地球温暖化対策は、長期的な将来のあるべき姿等を踏まえ、世界の排出削減へ貢献する形で、選択肢を提示する基本方針を示した。

基本方針に基づき、原子力委員会、総合資源エネルギー調査会及び中央環境審議会等の関係会議体は、来春を目途に、原子力政策、エネルギーミックス及び温暖化対策の選択肢の原案を策定し、これらを踏まえ、エネルギー・環境会議は、原案を取りまとめ、エネルギー・環境戦略に関する複数の選択肢を統一的に提示する。

### **3. 経済成長と財政健全化の両立**

#### **(1) 成長力強化、円高・デフレに対応したマクロ経済運営と欧州政府債務危機への備え**

政府は、円高・デフレを当面の重要課題として対応している。新成長戦略で示したデフレの終結に向けて、今後2年程度は復興需要が見込まれる中、政府は、円高の影響も注視しつつ、日本銀行と一体となって速やかに安定的な物価上昇を実現することを目指して取り組み、復興需要に依存しない、民需主導の経済成長への円滑な移行を図る。さらに、民間での努力に合わせて政策面においても「フロンティア」に果敢に挑戦する覚悟で各般の施策に積極的に取り組み、2011年度から2020年度までの平均で名目成長率3%程度、実質成長率2%程度を政策努力の目標として取り組む。なお、為替市場の過度な変動は、経済・金融の安定に悪影響を及ぼすものであり、引き続き、市場を注視し、適切に対応する。

また、国際金融市場の変動への備えとして、諸外国、国際機関との連携の中で、国際金融市場の安定確保に資する施策を幅広く検討し、所要の施策の推進に努める。欧州の政府債務危機を背景とした国際金融市場の不安定化や我が国経済への影響に対しては、政府は警戒感を日本銀行と共有し、緊密に連携する。



## (2) 社会保障・税一体改革の着実な実現

社会保障制度が少子高齢化などの社会経済の変化に十分対応せず、負担の伸びが給付の増大に追い付いていないことが、生産年齢人口が減少し非正規雇用の増加など雇用基盤が変化していることと併せて、財政収支悪化の大きな要因であり、世代間や世代内の公平の確保の観点も踏まえながら、給付と負担のバランスを保ち、持続可能性を確保していくことが必要である。また、番号制度の早急な整備・活用などを通じて、真に助けが必要な人々に対する必要な社会保障給付を重点化するなど、社会保障の必要な機能の充実を図るとともに、徹底した給付の重点化・効率化を行う必要がある。

欧州政府債務危機により、各国財政の信認への関心が高まっている。社会保障制度や財政への安心感・信頼感を高めるため、社会保障の安定財源を確保し、併せて財政健全化を同時に達成できるよう、「社会保障・税一体改革成案」（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）に沿って具体化に向けた検討を進め、次期通常国会への関連法案の提出を目指す。

経済成長と財政健全化を車の両輪として同時に推進し、両立を実現していく。

## 4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計

持続的な成長に向けて既に新成長戦略において示されている取組については、工程表に沿って施策の着実な実施を図るとともに、フォローアップを実施する。さらに、できる限りその実行を加速化すべきものは加速化し、実現を前倒ししていく。

そして、我が国の構造転換を進め、日本再生を更に力強く進めていくため、経済、社会、国際の3つの「フロンティア（新たな可能性の開拓）」を提示する。

以下では、各フロンティアごとに、基本的な考え方を明らかにした上で、新たな取組の強化や新成長戦略での取組の再設計に関するものを「当面、重点的に取り組む主な施策」として整理する。

今後、2012年の年央に向けて、施策の具体化等を更に進め、数値目標や達成時期、工程等を明らかにしていく。

また、地域における社会経済の活性化のため、多岐の分野で総合特区制度を活用しつつ、地域の創意工夫をいかした自立的な取組を進めていく。

### (1) 更なる成長力強化のための取組（経済のフロンティアの開拓）

東日本大震災、円高の進行等により、経済の空洞化等のリスクがより一層高

まっている。この危機を攻めに転じ、「やせ我慢」縮小経済に陥ることなく新産業分野を創出し、新たな付加価値を創造し拡大する経済への転換を進めていく。今、日本に必要なことは、これまで成功してきた制度、政策にとらわれず、世界に向けて、そして未来に向けて不断に我が国経済、産業構造を新しくしていく「創造的イノベーション」である。「何かにチャレンジすることによるリスク」よりも、「何もしないことのリスク」の方が大きいことを認識し、まずは実行するという姿勢で臨んでいくことが重要である。

このため、新成長戦略の実行加速に加え、震災後の状況を踏まえた我が国の更なる成長力の強化に向け、予算、税制、法制上の措置を始め、イノベーションの促進等に効果の大きい規制改革、公共サービス改革（市場化テスト）、行政改革など新たに取組を拡充する。

この際、世界の中での需要獲得に向けて各国が激しい競争を繰り広げている現実を直視し、この競争に打ち勝っていくために、起業家精神（アントレプレナーシップ）に富んだ世界に雄飛する人材を育成するとともに、クールジャパンやオンリーワンの技術など非価格競争力を強化し、民間活力の活性化によるダイナミックな成長を目指す。また、我が国の再生と成長力の強化のためには、我が国経済の基盤を支える中小企業の育成・強化が必要である。我が国の強みである技術力を始めとした中小企業の潜在力・底力を最大限に引き出し、技術力の強化・継承、日本の知恵・技・感性をいかした海外展開の支援など、中小企業の経営力を強化するため総合的に支援する必要がある。さらに、人口の急激な増加に伴う食料、水、エネルギー等の世界的な課題、さらには先進諸国における少子高齢化の進展といった課題に対応するため、我が国の強みである先進的な技術・ノウハウ・システムを最大限に活用し、これを経済成長に結び付けていく。

## ① 経済連携の推進と世界の成長力の取り込み

### <基本的考え方>

アジア・太平洋の増大する需要を始めとするグローバル需要の取り込みは、我が国が経済成長を維持・増進していくためにも不可欠である。世界の成長力を自らの成長に取り込み、また我が国が世界経済に貢献していくためには、我が国が率先して高いレベルの経済連携を進め、新たな貿易・投資ルールの形成を主導していくことが重要である。こうした観点から、我が国として主要な貿易相手を始めとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進める。具体的には、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向け、日韓・日豪交渉を推進し、日中韓、ASEAN＋3、ASEAN＋6といった広域経済連携の早期交渉開始等を目指すとともに、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については交渉参

加に向けた関係国との協議を進める。また、日 EU 等の早期交渉開始を目指す。

また、急速な円高は、これまで海外生産比率の低かった素材型製造業も含め、サプライチェーン全体の海外移転を加速させかねないリスクを内包しており、急激な産業空洞化の懸念がある。国内の事業環境の整備など、中小企業を始め、成長を下支えする効果的な施策の実施が必要である。

さらに、成長を続ける海外市場の獲得は我が国の発展に不可欠であるが、せっかくの高い技術力・ノウハウを有していても、マーケットとつながりを持たないがゆえにビジネスチャンスを逸している企業も多い。これまで培ってきた環境・インフラ分野やコンテンツなどのソフト面での日本の「強み」を最大限にいかし、パブリック・プライベート・パートナーシップ（PPP）や国際標準等も活用しつつ、アジアを中心に世界でのビジネス展開の拡大を図り、その果実を国内に還流させる仕組みの構築に努めるとともに、我が国のアジア拠点化を推進する。また、円高メリットを活用した海外 M&A の促進や官民一体となった資源確保の強化を図る。

<当面、重点的に取り組む主な施策>

- 投資協定、租税条約、社会保障協定の重点的・積極的な推進
- 立地補助金の活用等による競争力強化
- 円高メリットの活用による海外 M&A の促進や資源確保等
- 国際戦略総合特区の活用
- 「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」の着実な推進
- 偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）の早期発効・参加促進等による知的財産権の保護強化等
- パッケージ型インフラ海外展開の拡充
- 中小企業の海外展開支援等
- ポイント制の早期実施による高度人材の受入れ推進
- 経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れの仕組みの改善
- 経済のグローバル化等を踏まえた民法（債権関係）改正
- クールジャパンの推進

## ② 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出

<基本的考え方>

我が国では、GDP の 7 割を占めるサービス産業への労働や資本の投入量は増加しているが、労働生産性の伸びは停滞している。企業の付加価値の創出力を高めるためには、ヘルスケアや子育て支援等の新たなサービスに対する潜在需

要を掘り起こすことが重要である。また、我が国の強みであるものづくり分野においても、技術開発を進め、革新的な材料・製品を生み出し、イノベーションを起こしていくことが重要である。これらの成長分野でのイノベーションを進め、新産業・新市場の創出を図ることが不可欠である。

このため、少子高齢化等に対応したサービス産業の生産性向上、新産業・新市場を生み出す規制・制度改革を追求し、グリーン・イノベーションや高齢者ニーズも踏まえたライフ・イノベーション等による新たな成長産業の創出、中小企業の潜在力・経営力の強化、産学官連携による科学技術イノベーションの展開、セキュリティ強化にも十分配慮した情報通信技術の利活用等を積極的に推進するとともに、創業支援に取り組む。

さらに、産業界、学界等のイニシアティブの下、科学技術イノベーションを推進する。また、海洋資源の宝庫と言われる周辺海域の開発、宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制の構築を進める。これまで日本に蓄積された文化資源・知識・情報と成熟社会の新たな文化やライフスタイル等について、業種を超えた連携等を図ることにより、新たな価値が活発に生み出されるような経済を目指す。

＜当面、重点的に取り組む主な施策＞

- 少子高齢化、エネルギー環境制約等の課題克服による市場拡大
- 「グリーン成長戦略（仮称）」の策定
- 世界レベルの医薬・医療技術のインフラ整備
- 次世代医療で世界をリードする体制づくり
- 創薬・医療機器開発等で「世界をリードする日本」を実現する戦略の策定
- 中小企業の潜在力・経営力の強化
- 「科学技術イノベーション戦略本部（仮称）」の設立
- 産学官連携による「死の谷」の克服や地域の産学官共同研究開発の推進
- 情報通信技術の利活用による国民の利便性の向上と新産業創出
- 行政刷新の取組と連携した規制改革の一層の推進
- 宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制の構築

### ③ 新たな資金循環による金融資本市場の活性化

＜基本的考え方＞

成長力の強化を進めるためには、成長のシーズを事業化へと結び付けていくための大胆かつ効果的な規制改革など、成長に結び付く需要を喚起するとともに、官民の適切な役割分担の下、新規事業の立ち上げ等の資金となる成長マネーの供給拡大を図ることも重要である。創業期にある事業等にはリスク性の資

金が十分に行き届いておらず、経済の活性化を阻む要因の一つとなっている。また、資金を仲介する金融・不動産産業自身も伸び悩んでおり、仲介機能を適切に発揮していくことを通じ、成長力を高めていくことが求められる。

このため、企業の成長、事業の再生・再編及び起業等をファイナンスする成長マネーの供給を拡大し、事業の目利きを適切に行いつつ、必要な資金が新たな成長産業・市場に提供されるよう、金融資本市場の機能強化を推進する。さらに、金融産業の成長力・競争力強化や不動産投資市場の活性化等を図る。その際、我が国の資金循環構造の問題点やマクロ経済と国際収支構造の将来像等の分析を深め、広く家計による投資の促進につながる環境・制度の整備や、新たな資金調達のための環境整備、産業活性化の観点も踏まえた金融機関・市場の機能強化を図る。

今後は、成長マネーが企業に供給され、企業の成長の果実が再び成長マネーとして企業に循環されるなど、アジア金融資本市場と一体となった資金循環構造の構築を目指す。

<当面、重点的に取り組む主な施策>

- 官民連携による成長マネーの供給拡大
- 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設の推進
- 保険会社の成長力・競争力強化
- 不動産投資市場の活性化による資産デフレの脱却
- 「資本性借入金」の積極的活用
- 銀行、証券会社等の金融仲介機能の強化
- 「成長ファイナンス関係閣僚会議（仮称）」の設置

#### ④ 食と農林漁業の再生

<基本的考え方>

我が国の食と農林漁業は、所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面しており、食と農林漁業の競争力・体質強化は待ったなしの課題である。

このため、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成 23 年 10 月 25 日食と農村漁業の再生推進本部決定）に基づき、東日本農林漁業の復興、日本の農林水産物の信認回復にしっかり取り組むとともに、全国的な競争力・体質強化、地域振興を 5 年間で集中展開する。以上により、農林漁業の生産性向上と市場規模の拡大を図り、若者が担う強い農林漁業の実現に向けて、グローバル化が進展する中で、農林漁業を若者が魅力を感じることをできる夢のある産業として再生させる。

高いレベルの経済連携と農林漁業の再生や食料自給率の向上との両立を実現するためには、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」にある諸課題をクリアし、なおかつ、国民の理解と安定した財源が必要であり、消費者負担から納税者負担への移行、直接支払制度の改革、開国による恩恵の分配メカニズム構築も含め、具体的に検討する。

<当面、重点的に取り組む主な施策>

- 持続可能な力強い農業の実現
- 6次産業化・成長産業化、流通効率化
- エネルギー生産への農山漁村の資源の活用
- 森林・林業再生、水産業再生

## ⑤ 観光振興

<基本的考え方>

人口減少・少子高齢化の中で国内の観光需要を顕在化し、急速に経済成長するアジア等からの訪日外国人の増大に取り組むなど、我が国の成長を支える観光振興に取り組むことが重要であるが、東日本大震災や原発事故、さらには円高等の影響で旅行者が減少し、我が国の観光は回復の兆しはあるが依然厳しい状況に置かれている。

国の光を示す“観光”の振興は日本再生に不可欠であり、原発事故による風評被害を乗り越える必要がある。訪日外国人 3,000 万人時代も見据え、官民連携強化によりオールジャパンの訪日プロモーションを推進するとともに、短時間で円滑かつ厳格な審査を確実に実施できる出入国審査の方法等について検討を進め、観光交通アクセスの向上を図る。また、休暇取得の分散化に取り組むとともに、日本の観光の高付加価値化、ブランド化など、観光立国を推進する。

<当面、重点的に取り組む主な施策>

- 訪日外国人旅行者の増大に向けた取組と受入環境水準の向上
- MICE (Meeting, Incentive, Convention, Exhibition/ Event) の誘致・開催の推進
- 観光需要拡大と雇用創出のための地域の取組支援
- ニューツーリズム等の取組支援
- LCC (Low-Cost Carrier) の参入促進

## (2) 分厚い中間層の復活（社会のフロンティアの開拓）

日本再生には、経済成長とともに、社会が安定し、国民が成長を実感し、将来に対する希望を持てる環境をつくることが重要であり、成功へのインセンティブと失敗へのセーフティーネットが必要である。現在は、所得中位層に属するいわゆる中間層の所得が全体的に低下し、総じて貧困化する傾向が見られ、中間層に様々な問題や不安を生じさせている。

このため、国民全体で社会の幅広い人々が成長の果実を享受できるような成長（インクルーシブな成長）と雇用の創出、質の向上、教育などを通じた分厚い中間層の復活を目指す。このため、まずは現在の中間層の活性化を図るために、国内の事業環境を魅力あるものに整えつつ、産業構造の変化や新たな国際分業に対応した人材の育成を推進するとともに、生活の基盤となる雇用を確保することにより、全員参加型社会の実現を図る。また、コミュニティに支えられた持続可能で活力ある地域社会を再生する。これらを通じて、すべての人が社会に参加でき、お互いに支え合う社会を構築する。

### ① すべての人々のための社会・生活基盤の構築

#### <基本的考え方>

グローバル化による海外の安い労働力との競争や ICT 化による定型業務の減少等が進み、産業構造が転換する中で、年収 200 万円以下の低所得者層が増加するとともに、非正規雇用が雇用者の 3 割を超え、不安定雇用が増加した結果、これまでのように働くことを通じて暮らしが上向きイメージが描きにくくなっている。このような中で、我が国を支えてきた中間層や若者に不安が広がり、格差の拡大、さらには全般的な貧困化が懸念されている。

このため、全員参加型の社会の実現を目指し、まずは経済を活性化し、新産業や地域における質の高い雇用の創出を図るとともに、これからの新しい中間層を支える若者の教育支援と就労促進、子どもと子育て家庭への支援、女性の活躍の促進や、女性、高齢者等が学びやすく働きやすい環境の整備、障害者の就労促進、仕事と生活の調和が実現でき、多様な働き方を選択できる環境整備を図る。また、雇用のミスマッチ解消、ランポリン型のセーフティーネットの整備等を推進し、ディーセント・ワークの実現に向けて、すべての人々の意欲を引き出し、能力を発揮できる環境を整備する。

若者が夢と希望を持って働くことができ、女性、高齢者が更に活躍できるよう、政労使の社会的合意を進め、非正規雇用と正規雇用の枠を超え、仕事の価値に見合った公正な処遇の確保に向けた雇用の在り方の実現を目指す。また、家族の在り方の変容や共働き世帯の増加等を踏まえた新たな社会モデルの構築

を目指す。日本が誇るべき「人の力」と「勤勉さ」をないがしろにすることなく、チャンスに満ちあふれた社会を目指すべくフロンティアを提示していく。

＜当面、重点的に取り組む主な施策＞

- 「若者雇用戦略（仮称）」の策定・実行
- 就学支援の実施
- 子ども・子育て新システムの実現
- 女性の活躍の促進や仕事と家庭の両立支援等
- 希望者全員の65歳までの雇用確保のための法制上の措置等の検討
- 非正規労働者に関する新たなルールづくり
- 非正規雇用問題に横断的に取り組むための総合的ビジョンの取りまとめ
- 地域における雇用創出の取組の推進
- 社会的包摂政策の推進
- 「生活支援戦略（仮称）」の策定

## ② 我が国経済社会を支える人材の育成

＜基本的考え方＞

高等学校卒業者の大学等への進学率が5割を超えている中、2012年3月卒業の新規学校卒業予定者の就職環境は、大学卒業予定者の就職内定率（2011年10月1日現在）が59.9%と2010年に引き続き最低水準となるなど、大変厳しい状況にある。また、人々の財・サービスの需要が変化してきており、その変化に対応したイノベーションを担う能力など、産業構造の変化に応じた職業能力が求められている。

このような中で、大学卒の新規就職者の3年以内の離職割合は3割程度、高等学校卒の新規就職者の3年以内の離職割合は4割程度となり、大学・大学院卒のニートも増加傾向にある。また、大学等の教育面での力点と企業の大学等への期待にミスマッチが生じている部分がある。さらに、国際競争の激化や非正規雇用の増加が進む中で、これまでのように企業内教育に依存するだけでは、能力の蓄積の機会を得づらくなってきている。

「新たな時代の開拓者たらん」という若者の大きな志を引き出し、自ら学び考える力を育む教育などの人材の開発につながるフロンティアを提示していく必要がある。産業構造の変化や新たな国際分業等に対応するために求められる人材ニーズを踏まえ、産学官の連携の下、人材育成システムの再設計を図り、人材の底上げやニーズに対応した多様な人材の育成を実現する。

このため、我が国経済のインクルーシブな成長を目指し、産学の連携・協力を図りながら、成長分野やものづくり分野における職業教育・職業訓練や、い



わゆる「手に職を持つ」、「技術や専門性を有する」自営業者や個人事業主を育成するなど自立するための職業教育・職業訓練を強化し、実践的な職業能力評価の仕組みの導入を図る。また、若者の国際的視野を涵養<sup>かん</sup>する取組を推進し、語学力・コミュニケーション能力を含め、新たな価値やビジネスを創造できる能力を持つ人材を育成することが必要である。さらに、こうした方向に資する教育改革に取り組む。これらの取組を通じて、社会経済を支える人材の底上げやグローバルに通用する高度人材の育成・確保を図る。

＜当面、重点的に取り組む主な施策＞

- 社会を生き抜く力の養成
- 教育と職業の円滑な接続
- グローバル人材の育成
- 企業の採用慣行改革の促進
- 産学官が連携した職業教育や職業訓練の強化

### ③ 持続可能で活力ある国土・地域の形成

＜基本的考え方＞

人口減少社会の中で、どのように地域のコミュニティを維持・発展させ、国民生活の豊かさを確保していくのかが、我が国の大きな課題である。人口減少が現状の見込みのまま推移した場合、2050年には、現在の居住地の6割以上で人口が半分以下になり（1km<sup>2</sup>毎の地点で算出。約2割の地域で無居住化）、都市圏レベルでも約2割の地域で半分以下の人口になるとの推計もある。

このため、人口減少が見込まれる中で、人々の生活や社会活動の基盤となる都市や地域の活力を維持し、環境や防災等の課題に的確に対応して生活空間の魅力を高めていくべく、民間の資金やノウハウ等を最大限に活用して都市の中心市街地等への投資の拡大や農山漁村の活性化等を図るとともに、支え合いの精神で、寄付や持ち寄り、ボランティア活動等様々な形で一人一人が自発的に社会を支える「新しい公共」を創り出し、これをいかして事業と地域の様々な課題を解決し、コミュニティに支えられた豊かな地域づくりを推進する。また、このような地域づくりの担い手の育成・確保を推進する。

人口減少社会を迎え、持続可能な地域づくりを速やかに進めるべく、コンパクトシティの推進や公共交通の充実、高齢化に対応した健康づくりに配慮したまちづくり、人口構造の変化に対応可能な可変性の高いまちづくり、情報通信技術を活用した新たなまちづくりなど、新たな時代のまちづくりについて検討を深める。

また、人口動態が変化する中、人々の「絆」やコミュニティに支えられる地

域の在り方をどのように考えるか、国土における都市と農山漁村、人と自然の在り方についてどう考えるかなど、中長期的な観点に立った国の「かたち」のありようについて議論を深める。

＜当面、重点的に取り組む主な施策＞

- 「ゼロエネルギー住宅」、集約型まちづくり等の推進による低炭素・循環型の持続可能な社会の実現
- 都市における防災、環境性能の向上
- 「環境未来都市」構想の推進
- 地域活性化総合特区の活用
- 地域再生制度等の見直し
- 都市・農山漁村の交流促進、地域資源の活用と域内循環等を通じた地域力の向上
- 「新しい公共」をいかした公共空間の再生
- 中古住宅流通・リフォーム市場の拡大
- 災害に強い国土・地域づくり等の推進
- 東京圏の中核機能のバックアップ等

### **(3) 世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化（国際のフロンティアの開拓）**

＜基本的考え方＞

日本が築き上げてきた社会インフラを、アジアを始め世界に展開し、世界経済の発展・安定化に貢献することが、日本再生にもつながる。日本の再生は、国際的な発展を伴わずには実現できない。このため、これまでのいわゆる「内向き志向」からの脱却を図り、保健・医療、教育、治水、防災、環境保全等の我が国が有する優れたシステム・技術の海外への提供、大規模災害時の緊急支援等による積極的な国際貢献・国際協力を進め、世界におけるインクルーシブな成長を通じた「人間の安全保障」の実現に貢献する。人間の安全保障の達成には、国家・行政の機能を向上させていくとともに、そこに生きる人々の個人の能力を向上させていくことの双方が必要であり、そうした支援に努めていく。

また、グローバル時代の歴史的転換期にあつて、世界経済の構造転換や人口減少・少子高齢化社会への対応、地球温暖化に対応したエネルギー政策やグリーン経済への移行等、日本の課題は世界が直面していく課題であり、日本が先頭に立って解決していく。

国連を始めとする国際機関や国際的なフォーラムにおける日本のプレゼンス

(存在感)の強化や、より一般的な世界の人々が持つ日本のイメージ・認識の向上を図るべく、人間の安全保障の概念の普及や、環境技術、世界に誇るものづくり、国民性、文化等、多様な要素を含む日本の国家ブランドを確立して世界に伝えていく方策を検討する。また、世界が抱える諸課題の解決にリーダーシップを発揮し、人類の未来に貢献する人材の育成策を更に検討していく。

これらの取組に当たり、政府開発援助（ODA）も戦略的に活用しつつ、我が国は新たな成長・国際貢献のモデルを世界に提示していく。

<当面、重点的に取り組む主な施策>

- 強靱<sup>じん</sup>なインフラの整備
- 途上国等の経済を支える人材の育成
- 基礎教育支援を通じた人材基盤の拡大
- 保健・医療・衛生の改善
- 我が国の技術をいかした途上国の防災対策支援
- 農業・食料分野での支援等
- 国際機関に勤務する邦人職員の増強
- 日本食文化の無形文化遺産への登録
- 日本ブランドの再構築
- グリーン経済への移行における貢献（「課題先進国日本」としての貢献）
- ODA の戦略的・効果的な活用

## **5. 新たなフロンティアへの挑戦**

グローバル化の激化は、アジアを中心とする新興国の近代化を加速させ、その急激な追い上げにあった先進国では、これまでの近代社会を前提とした仕組みがほころび始めてきた。その影響を最も受けているのが、今日の日本の中間層であり、特に若者たちである。

近代化の過程で均質化・画一化した人々の価値観も今後世界経済の大転換の中で多様化していくはずであり、人々の生き方・働き方も多様性が求められることになる。これには大きく二つの方向があり、言わば自らがデュアル型の生き方を選び、かつ二つの生き方を自らの意思で自由に行き来できる社会の仕組みが求められている。

一つは、グローバル化のチャンスをいかし、その便益を最大限追求して最前線で世界を舞台にする生き方・働き方であり、グローバル経済の中で我が国の経済全体を牽引<sup>けん</sup>する役割を果たす。この生き方・働き方を実現していくため

には、新成長戦略を強化し、自由貿易圏を広げ、日本型システムの海外展開等を支援し、国際競争に打ち勝つ人材を育成することが求められている。

その際、グローバル化の中で主張すべき日本の価値観が重要となる。また、機能的で効率的な都市を作り、都市中心への機能集積を進めて、グローバルな都市間競争に打ち勝っていかなければならない。グローバルなフロンティアを更に広げていく施策を打ち出していくことが必要である。

もう一つは、グローバル化と向き合いながら、日本が成熟化する中で、日本の価値観を再認識し、地域社会と共に過ごす生き方・働き方である。この日本の価値観や生き方・働き方の実現は、都会から地方へと分散化を進め、地産地消等で自律循環型の経済圏を作っていくことと密接な関係がある。

その際、人口減少・高齢化社会の中で、医療・介護、物流等の一体的サービスの供給など、世界の人々があこがれる日本として内なるフロンティアを創造し、多様性のある分厚い中間層が住みやすく暮らしやすい社会の構築を目指すことが重要である。また、21世紀型の「新しい公共」を創造し、一人一人が自らの利益を超えて社会全体のために貢献する喜びを実感でき、すべての人が居場所と出番を確信できる社会づくりが重要である。このような安らぎのある地域社会が日本にあってこそ、初めて、グローバル経済の最前線で働く人も更に思い切って活躍できることにつながる。

この方向性は、世界で活躍するグローバル企業と地域経済を支える中小企業が共栄する企業の在り方としても考えられる。

このように二つの在り方を行き来することで、地域と世界のつながりが強まり、世界で通用する地域の魅力・資源も発見され、相互のマーケットが拡大するなど相乗効果が生まれることになる。

21世紀型の新しい地域社会は、世界とつながりながら、持続的な発展を可能とするものになる。

「希望と誇りある日本」を築き上げていくためには、新たなフロンティアを提示し、中長期的に目指すべき方向性を示していくことが重要である。

今後、経済、社会等の専門的分析を進めながら、以上のような観点に立った新たなフロンティアについて、更に検討を深めていく。

## 被災地で新成長戦略を先進的に取り組む主な施策例

- **再生可能エネルギーの導入支援・研究開発拠点の整備**

再生可能エネルギーの導入支援、スマートコミュニティの構築、福島県沖における浮体式洋上風力発電の実証や、大学、研究機関、企業等が参画した研究開発拠点の整備を通じ、産業の振興や雇用の創出を図る。
- **地域資源を活用した電力・熱等のエネルギー供給システムの導入**

震災廃棄物、間伐材、小水力、下水汚泥等の地域資源を活用した電力・熱等のエネルギーの供給、再生可能エネルギー導入拡大のための事業化計画策定や防災拠点等への導入支援、ガスコジェネレーションシステムの導入支援等によるエネルギー利用の効率化を通じて、低炭素の地域づくりを行う。
- **東北大学を中心とした東北地区の研究活動と連携した地域的な医療健康情報の蓄積・共有・活用（東北メディカル・メガバンク計画）**

東北大学を研究の中心とし、被災地の方々の健康・診療・ゲノム等の情報を生体試料と関連させたバイオバンクを形成し、創薬研究や個別化医療の基盤を形成するとともに、地域医療機関等を結ぶ情報通信システム・ネットワークを整備することにより、東北地区の医療復興に併せて、次世代医療体制を構築する。
- **革新的な医薬品・医療機器等の開発推進**

復興特区による規制緩和や研究開発及び実用化のための拠点の整備等により、革新的な医薬品、医工連携による医療機器、医療・介護ロボットの開発や医療・介護周辺サービスの提供を行う。
- **公共施設への PPP/PFI 導入等による復興の促進**

PPP/PFI の活用を通じて公共施設に民間主体による運営を導入するなど、民間の資金や知恵の取り込みを推進する。
- **官民が連携した被災事業者の復興支援**

東日本大震災事業者再生支援機構や産業復興機構等の活用により、民間金融機関等と連携して、将来を見据えた被災地の事業者の復興を支援する。
- **東北観光博（仮称）や東北応援ツアーの実施**

東北観光博（仮称）開催等を通じ、国民運動的に東北旅行の需要を喚起し、東北地方と観光客の交流を進めることなどにより、東北地方の活性化を進める。
- **放射線・放射性物質に係る研究開発の推進**

福島県が行う放射線医学の研究開発拠点の整備、放射線や除染に関する情報発信等を支援し、福島の再生・復興につなげる。

○ **世界的な産学官連携の構築**

東北大学を中心に、研究機関、産業界等による産学官連携を進め、世界トップレベルの技術の産業化等を通じ、東北地方における産業集積を進める。

○ **情報通信技術の活用による地域の情報化**

災害に強い情報通信インフラの整備や地域クラウドの導入により、安全・快適な地域の情報化と地方自治体の業務効率化を進める。

○ **効率的で強<sup>じん</sup>な生活必需品等のサプライチェーンの構築**

サプライチェーンの災害への強<sup>じん</sup>化と産業の効率化を両立して進めるため、食品などの生活必需品に関する生産・在庫情報等の情報集約システムや、災害時における物資輸送等に係る情報を共有できるシステムの構築を進める。

○ **農業の6次産業化・農商工連携**

被災地の農林漁業者等による食品産業事業者や観光事業者、商工事業者等との連携や、先端的農業技術の実用化等の先導的な取組を支援する。

○ **事業復興型、全員参加型の雇用創出**

被災地雇用の中核となる事業における被災者の雇用や、全員参加型社会の実現のために地方自治体が企業・NPO等に委託して公共サービスを提供する事業における雇用の創出を支援する。

## 各分野において当面、重点的に取り組む施策

### (1) 更なる成長力強化のための取組（経済のフロンティアの開拓）

#### ① 経済連携の推進や世界の成長力の取り込み

##### ○ EPA/FTA の推進

日韓・日豪の EPA 交渉を推進し、日中韓 FTA、ASEAN+3、ASEAN+6、日 EU 等の早期交渉開始を目指すとともに、カナダとの共同研究の早期終了を目指す。

##### ○ 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定の交渉参加に向けた関係国との協議

交渉参加に向けて関係国との協議を進め、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的議論を経た上で、国益の視点に立って、TPP についての結論を得る。

##### ○ 投資協定、租税条約、社会保障協定の重点的・積極的な推進

我が国企業による対外投資を保護し、促進するとの観点から、投資協定を拡充すべく、資源国など重点国を特定し、各国との交渉を戦略的に加速すると同時に、我が国へ資金還流を円滑化する。あわせて、国際的二重課税の調整等に資する租税条約、相手国との間でヒトの移動の円滑化に資する社会保障協定の交渉を重点的・積極的に進める。

##### ○ 立地補助金の活用等による競争力強化

拡充された立地補助金等を活用して競争力強化等を図り、産業空洞化を防止する。

##### ○ 円高メリットの活用による海外 M&A の促進や資源確保等

「円高対応緊急ファシリティ」や、産業革新機構の政府保証枠拡充等を活用した海外 M&A の促進、石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) への出資拡充 (JOGMEC に係る法制上の措置) を通じた資源確保の強化に取り組む。

##### ○ 国際戦略総合特区の活用

速やかに計画認定を行い、総合的なパッケージとして規制の特例、法人税の軽減、財政支援、利子補給等の支援策を講じる。

##### ○ 「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」の着実な推進

「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」に基づき、世界レベルで魅力ある事業・生活環境の整備に取り組む。「アジア拠点化推進法案」の早期成立を目指す。なお、アジア拠点化に関する総合特区の貢献も重要である。

##### ○ 偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA) の早期発効・参加促進等による知的財産権の保護強化等

偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA) の早期発効・参加促進、国際知財戦略、国際標準化戦略推進等により、知的財産権の保護強化等を図る。また、新たな国際

標準提案制度の創設や中小・ベンチャー企業の国際標準取得・活用等を支援する。

○ **パッケージ型インフラ海外展開の拡充**

宇宙や環境配慮型都市（スマートコミュニティ等）を重点分野に追加するとともに、防災等、我が国が国際競争力を持つ分野を更に洗い出す。また、こうした取組と併せて、官民挙げた資源獲得に戦略的に取り組む。

○ **中小企業の海外展開支援等**

出資による海外展開を行う中小企業の経営基盤強化、ものづくり産業に加えサービス産業等の幅広い業種での海外販路開拓支援、EPA/FTA協定の徹底活用のほか、国際協力銀行（JBIC）の邦銀経由ツーステップ・ローンや邦銀等との共同出資ファンド、海外進出を担う人材の育成、ODAの活用等により、中小企業の貿易・海外投資の支援を行う。

○ **農林水産物等の輸出促進**

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を踏まえ、農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円水準とする。目標達成に向け、諸外国の輸入規制緩和の働きかけ、ジャパン・ブランドの下での戦略的マーケティング等、輸出戦略を着実に実行する。なお、農業に関する総合特区の貢献も重要である。

○ **ポイント制の早期実施による高度人材の受入れ推進**

ポイント制を通じた高度人材に対する出入国管理上の優遇制度について、2011年内に関係省間で結論を得て、速やかに告示を行う。

○ **経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れの仕組みの改善**

EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者については、日本語能力向上の取組や国家試験の在り方の更なる検討等を図り、円滑・持続可能な受入れに適切に取り組む。

○ **経済のグローバル化等を踏まえた民法（債権関係）改正**

国際的にも透明性の高い契約ルールの整備を図るため、経済のグローバル化等を踏まえ、2013年初めまでに民法改正の中間試案をまとめる。

○ **クールジャパンの推進**

クールジャパンの推進により、アジアを中心とした成長マーケットを開拓するとともに、外需を取り込んだ地域産業を創出する。

**② 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出**

○ **少子高齢化、エネルギー環境制約等の課題克服による市場拡大**

省エネ製品の製造、エネルギーマネジメントの促進、医療機関と民間事業者が連携して行うヘルスケア産業や育児支援産業等、新たに市場と雇用を創出する事業についての法制上の措置を含む支援措置を講ずる。

○ **「グリーン成長戦略（仮称）」の策定**

「グリーン成長戦略（仮称）」を策定し、次世代エネルギー技術パラダイムの実現



を前提として、原発への依存度低減を旨とするエネルギーシフトと分散型エネルギーシステムへの転換を日本の再生とアジアを始め世界のグリーン成長につなげる。なお、グリーン・イノベーションに関する総合特区の貢献も重要である。

○ **小型電気電子機器リサイクルの推進**

小型電気電子機器からの有用金属のリサイクルを進めることにより、循環型社会の形成を推進するとともに、資源の安定供給の確保、静脈産業の育成を図るための措置を講ずる。

○ **世界レベルの医薬・医療技術のインフラ整備**

革新的医薬・医療技術の開発のため、世界レベルのインフラ整備を推進する。特に、新薬実用化については、オールジャパンでの創薬体制「創薬支援機構」の在り方について、関係各省で検討し、早期に結論を得る。

○ **医薬品医療機器総合機構の審査体制の強化**

最先端の知見に基づく審査により、いち早く革新的な医薬品・医療機器・再生医療製品が提供できるよう、体制の強化を進める。

○ **次世代医療で世界をリードする体制づくり**

世界最先端レベルの個別化医療の実用化に向け、東北メディカル・メガバンク計画を始めとした次世代医療の環境を整備する。あわせて、我が国の優れた医療サービス・技術を海外に展開する拠点整備等を図る。

○ **創薬・医療機器開発等で「世界をリードする日本」を実現する戦略の策定**

ライフ・イノベーションに関しては、創薬・医療機器の開発、再生医療・個別化医療の分野で「世界をリードする日本」を実現するための中期戦略を2012年春までに策定し、関係者が連携して総力を挙げて取り組む。なお、ライフ・イノベーションに関する総合特区の貢献も重要である。

○ **中小企業の潜在力・経営力の強化**

研究開発・試作開発を通じた中小企業のものづくり技術の強化や地域一体となった人材育成による技術・技能の継承、創業・起業促進のための資金・人材等の課題解決等、総合的な支援を行う。

○ **「科学技術イノベーション戦略本部（仮称）」の設立**

総合科学技術会議を改組し、企画立案、各省間の調整等の司令塔機能を強化した体制整備の法案を次期通常国会に提出し、可能な限り早期の設置を目指す。

○ **産学官連携による「死の谷」の克服や地域の産学官共同研究開発の推進**

世界トップレベルの基礎研究拠点や研究基盤を活用しつつ、金融も含め産業界と大学等が連携し、大学等の研究成果を企業のイノベーションにつなげる「死の谷」の克服やイノベーション創出人材の育成、つくばイノベーションアリーナなど各地域等の産学官共同研究開発・連携を推進する。また、中長期的な視点から、省庁の枠を超えて、卓越した人材、技術を結集した産業創出のための取組も推進する。な

お、科学技術に関する総合特区の貢献も重要である。

○ **情報通信技術の利活用による国民の利便性の向上と新産業創出**

「新成長戦略」において番号制度と統合的に検討を進めることとしている国民 ID 制度の推進等、行政・医療・教育等の幅広い分野での情報通信技術の効果的活用を図る。また、医療サービス等の生産性向上に資するクラウドの普及促進、制度改正等による更なる電波の有効利用、情報通信技術を活用した異業種・異分野の産業の融合等を通じ、新産業創出を図る。

○ **サイバー攻撃等に対処するための情報セキュリティの強化等**

産学官の協力の下、サイバー攻撃等に関する情報の共有、国際的な収集・調整を行うための体制の構築等を図る。また、諸外国と協調してインターネットの適正な利用等に関するグローバルなルールづくりを進めるなど、我が国の競争力強化のための環境を整備する。

○ **災害に強い情報通信ネットワークの構築**

大震災の経験を踏まえ、災害時でも国民の間で通信が確保されるよう、災害に強い情報通信ネットワークの構築を図る。

○ **行政刷新の取組と連携した規制改革の一層の推進**

イノベーションの推進と市場の拡大を一層進めるため、行政刷新の取組と連携し、2012 年の年央に向けて規制改革の一層の推進を図る。

○ **宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制の構築**

宇宙基本法の理念に基づいた宇宙政策の戦略的な推進体制を構築するための法案を次期通常国会へ提出する。

**③ 新たな資金循環による金融資本市場の活性化**

○ **官民連携による成長マネーの供給拡大**

民間の資金・ノウハウを十分にいかしつつ、官民で連携して、企業の成長、事業の再生・再編及び起業等をファイナンスする成長マネーの供給を拡大するため、産業革新機構の活用や、農林漁業成長産業化ファンド（仮称）と PFI 事業推進の官民連携インフラファンド（仮称）の創設を進める。

○ **総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設の推進**

総合的な取引所の実現に向け、取引所や規制・監督の在り方等の論点について方針を取りまとめた上で、2012 年の通常国会に向けた所要の法案の提出準備を行う。

○ **保険会社の成長力・競争力強化**

保険会社の海外進出や経営効率化等を促すため、外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の緩和、同一グループ内の保険会社の保険募集の再委託の解禁、保険契約の移転に係る規制の見直し等を行う。

- **不動産投資市場の活性化による資産デフレの脱却**  
 不動産投資市場に資金を呼び込み、取引の流動性を高めて不動産価値、さらには都市機能の向上を図るため、市場の透明性の向上、J-REIT 市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度の整備を推進する。
  - **「資本性借入金」の積極的活用**  
 資本不足に直面している企業のバランスシートの改善を図り、経営改善につながるよう、金融検査マニュアルに記載されている「資本性借入金」の積極的活用を推進する。
  - **銀行、証券会社等の金融仲介機能の強化**  
 銀行、証券会社の国際競争力の強化、ニーズに合った金融サービスの提供、地域経済活性化への貢献といった観点から、金融仲介機能がより一層適切に発揮されるよう、必要な措置を講じる。
  - **「成長ファイナンス関係閣僚会議（仮称）」の設置**  
 企業の成長、事業の再生・再編及び起業等をファイナンスする成長マネーの供給拡大に向け、官民連携のファンド創設等に加え、1,400兆円に及ぶ家計金融資産の活用や資金調達手法の多様化、資金仲介者の在り方等に関する政府の取組について、各府省庁間の連携を図り、整合性を確保して政策効果の極大化を図るため、政府一体となった推進体制を構築する。
- ④ 食と農林漁業の再生**
- **持続可能な力強い農業の実現**  
 新規就農を増やし将来の日本の農業を支える人材を確保するとともに、農地集積等の取組を進め、平地で20～30haの土地利用型農業を目指す。
  - **6次産業化・成長産業化、流通効率化**  
 農林漁業成長産業化ファンド（仮称）の活用も含めた6次産業化・成長産業化、流通効率化等を進めることにより、「美味しい」「安全」「環境にやさしい」といった我が国の農林水産業・農林水産物の持ち味を再構築する。
  - **エネルギー生産への農山漁村の資源の活用**  
 農山漁村の資源を活用し、地域主導で食料供給及び国土保全と両立する再生可能エネルギーの供給を促進するため、法制上の措置を早期に講じるとともに、モデル導入等を行う。
  - **森林・林業再生、水産業再生**  
 木材自給率50%を目指した「森林・林業再生プラン」の推進、近代的・資源管理型で魅力的な水産業の構築に取り組む。

## ⑤ 観光振興

### ○ 訪日外国人旅行者の増大に向けた取組と受入環境水準の向上

訪日外国人旅行者誘致に向けた民間・自治体との連携強化によるオールジャパンの訪日プロモーションを推進する。また、安心・快適に移動・滞在・観光することができる環境を提供するため、受入環境整備水準の評価・向上を促進する。

### ○ MICE (Meeting, Incentive, Convention, Exhibition/ Event) の誘致・開催の推進

国際会議・展示会等の MICE の誘致・開催のため日本の認知度向上のためのプロモーション活動に取り組むとともに、マーケティング戦略の高度化、誘致・開催活動を担う事業者・団体の競争力強化等を図る。

### ○ 観光需要拡大と雇用創出のための地域の取組支援

滞在型観光を推進するため、市場と窓口機能等を担う地域のプラットフォームづくりを促し、着地型旅行商品の企画・販売、人材育成等を推進する。

### ○ ニューツーリズム等の取組支援

エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、医療と連携した観光等、地域の特性を生かし、かつ多様化する旅行者のニーズに即した観光を提供するニューツーリズム等の振興を図る。

### ○ LCC (Low-Cost Carrier) の参入促進

安全性の確保を前提とした航空会社のコスト削減に資する技術規制の緩和等により、LCC の参入を促進し、新たな航空需要、利用者メリットを拡大させ、国内外の人の流れを倍増させる。

## (2) 分厚い中間層の復活（社会のフロンティアの開拓）

### ① すべての人々のための社会・生活基盤の構築

#### ○ 「若者雇用戦略（仮称）」の策定・実行

将来の中間層となる若者の就業を強力に促進するため、政労使の協議の中で、「学校」から「職場」への円滑な移行、雇用の拡大など、各省庁の垣根を超えた一体的な「若者雇用戦略（仮称）」を 2012 年の年央までに取りまとめ、実行する。

#### ○ 就学支援の実施

経済状況にかかわらず意志と能力ある若者が進学できるよう、高校等における教育費負担の軽減に引き続き着実に取り組むとともに、教育貸付の改善や低所得世帯を対象とした授業料減免、奨学金等の充実に取り組む。

#### ○ 子ども・子育て新システムの実現

「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（平成 23 年 7 月少子化社会対策会議決定）を踏まえ、恒久財源を得て早期に本格実施できるよう、

税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する。なお、恒久財源を確保するまでの間は、法案成立後、2013年度を目途に、「子ども・子育て会議（仮称）」の創設など、可能なものから段階的に実施する。

○ **女性の活躍の促進や仕事と家庭の両立支援等**

仕事と生活の調和が実現でき、多様な働き方を選択できる環境整備を進め、子ども・子育て新システムを推進するとともに、男女の均等度合いを企業労使で把握し、女性の活躍促進のためのポジティブ・アクションにつなげるためのシステムづくりを進める。

○ **希望者全員の65歳までの雇用確保のための法制上の措置等の検討**

希望者全員の65歳までの雇用が確保されるよう、労働政策審議会の議論等を踏まえ、必要な法制上の措置等を講じる。

○ **非正規労働者に関する新たなルールづくり**

非正規労働者について、その雇用の安定と公正な処遇の実現を図るため、有期労働契約に関する労働政策審議会の議論等を踏まえ、必要な法制上の措置を講じる。

○ **非正規雇用問題に横断的に取り組むための総合的ビジョンの取りまとめ**

有期労働契約等に関する検討の状況等を踏まえ、2011年度内に非正規雇用問題に横断的に取り組むための総合的ビジョンを取りまとめ、非正規労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けて一体的に取組を進める。

○ **地域における雇用創出の取組の推進**

地域における雇用の様々な課題に対応するため、雇用創出に関する地域の自主的・自立的な取組への支援を推進する。

○ **障害者権利条約批准に向けた障害者雇用促進法の見直しの検討**

障害者権利条約批准に向け、障害者雇用分野における必要な対応を検討する。

○ **社会的包摂政策の推進**

様々な生活上の困難に直面している方に対して支援を行う「パーソナル・サポート・サービス」の制度化の検討等を進め、一人一人を包摂し誰も排除しない社会の構築に取り組む。

○ **「生活支援戦略（仮称）」の策定**

第二のセーフティーネットの構築に向け、生活困窮者に対する支援のための体制整備や、生活自立支援サービスの体系化等の検討を進めるとともに、生活保護制度の見直しを進め、2012年秋を目途に、総合的な生活支援戦略を策定する。

○ **社会福祉施設等の整備における国有地等の活用**

地域における福祉サービス等の提供体制の強化を図るため、国有地の定期借地制度等を活用した施設整備を推進する。

## ② 我が国経済社会を支える人材の育成

### ○ **社会を生き抜く力の養成**

地域社会と連携しつつ、きめ細やかで質の高い指導や協働型学習の実現等の初等中等教育の充実、高等教育での専門分野の枠を超えた教育の強化等を行う。

### ○ **教育と職業の円滑な接続**

職業意識をはぐくむため、初等中等教育から職業に関わる教育を進めるとともに、高等教育で人材像や能力の明確化を進めるなど、産業界の協力を得て、教育と職業の円滑な接続を図る。

### ○ **グローバル人材の育成**

高等教育機関の国際化を図るとともに、外国人留学生等の受入れ及び若者の留学の推進を図るなど、若者の国際的視野を涵養<sup>かん</sup>する取組を推進する。

### ○ **企業の採用慣行改革の促進**

産学協働人材育成円卓会議の活用等を通じ産学の共通理解を醸成し、通年採用や卒業後3年以内の新卒扱い、ギャップイヤーの普及・促進、採用活動の早期化・長期化の是正等、企業の採用慣行の改革を促す。

### ○ **産学官が連携した職業教育や職業訓練の強化**

成長分野やものづくり分野において、必要な人材を質量両面で育成するため、在職者訓練を含めた産業界と教育機関等が連携した職業訓練の強化、地域において産学官が連携して職業訓練を実施する取組の推進や、中核的専門人材養成などの職業教育の充実を図る。

### ○ **実践キャリア・アップ戦略の推進**

これまでの実践キャリア・アップ戦略の検討結果を踏まえ、地域産業の高度化や新産業分野での専門的人材育成に資する仕組みや育成プログラムの整備等を推進する。

## ③ 持続可能で活力ある国土・地域の形成

### ○ **「ゼロエネルギー住宅」、集約型まちづくり等の推進による低炭素・循環型の持続可能な社会の実現**

「ゼロエネルギー住宅」等、まち・住まい・交通分野等での先導的・先端的取組等を行うとともに、集約型まちづくりを推進するため、医職住近接による移動距離の短縮化や建築物の低炭素化等を促進する法制上の措置等の早期実施、子育て世代や高齢者向けの住宅、公共交通の充実等を図る。

### ○ **都市における防災、環境性能の向上**

東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・環境配慮に優れたエネルギー分散型の都市のモデル街区の形成を推進する。

○ 「環境未来都市」構想の推進

環境、超高齢化対応等に関し、成功事例を創出し、国内外へ普及展開するとともに、社会経済システムイノベーションの実現を目指す環境未来都市への支援を行う。

○ 地域活性化総合特区の活用

規制の特例等を通じて、地域の自立的な取組を総合的に支援する地域活性化総合特区の活用を更に推進する。

○ 地域再生制度等の見直し

高齢者の介護、医療、生活支援や、再生可能エネルギーを活用したまちづくりなどの特定の施策の推進を通じて地域の再生が進むよう、関連法制を見直す。

○ 都市・農山漁村の交流促進、地域資源の活用と域内循環等を通じた地域力の向上

企業や消費者が農山漁村を支援する仕組みの導入、定住自立圏構想の推進等による都市・地域間連携など、交流を促進する。さらに、クラウド等の情報通信技術の活用や、地域の自給力・創富力の向上、知の蓄積・連携等を通じた自立的な地域づくり等を進め、地域力の向上を図る。

○ 「新しい公共」をいかした公共空間の再生

コミュニティを支える魅力豊かな活動の「場」の創出を図るため、「新しい公共」をいかしつつ、様々な担い手が役割を果たす公共空間の再生を進める。

○ 中古住宅流通・リフォーム市場の拡大

中古住宅売買やリフォームに関し、耐震性能や省エネ性能に関する情報の整備・提供や消費者支援制度の充実、担い手の強化、民間賃貸住宅のリフォーム支援等により、消費者にとって安心・魅力ある市場の整備や居住の安定確保を促進する。

○ 災害に強い国土・地域づくり等の推進

災害に強い地域づくりや大規模災害に対する危機管理体制の強化、学校・病院・住宅等の耐震化の促進に取り組むとともに、社会資本の重点的・効率的な維持管理・更新を推進する。

○ 東京圏の中核機能のバックアップ等

首都直下地震等の万一の場合に備え、東京圏の中核機能のバックアップの確保について基礎的な検討を進める。また、大震災発生時における都市の滞在者等の安全の確保を図り、ソフト・ハード両面にわたる総合的な防災対策を講ずるための法制度について、次期通常国会に法案提出を目指す。

(3) 世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化（国際のフロンティアの開拓）

○ 強<sup>じん</sup>靱なインフラの整備

貿易保険を含む公的金融支援の一層の充実や我が国インフラ企業の競争力強化等の方策を提示した「国際競争力強化プログラム（仮称）」の策定等、ODA や民間資金

を用いて官民が連携したパッケージ型インフラ海外展開を推進し、アジアを始めとする新興国等において、防災や成長に資する強靱なインフラ整備を総合的に支援する。

○ **途上国等の経済を支える人材の育成**

留学生の招致や専門家等の育成、青少年交流、大学・研究機関間ネットワークの構築、日本式教育の普及及び日本語教育の拡充などにより、成長の原動力となる人材の育成・確保を支援する。

○ **基礎教育支援を通じた人材基盤の拡大**

理数科教育のための教員養成など、基礎教育分野での支援を通じ、途上国の人材基盤の拡大を促進する。

○ **保健・医療・衛生の改善**

保健・医療システム等の制度整備や安全な水供給のための支援などを通じて、開発途上国の保健・医療・衛生状況の改善に貢献する。

○ **我が国の技術をいかした途上国の防災対策支援**

洪水被害のタイに対し洪水対策マスタープランの改定などニーズに応じた積極的支援を行うほか、アジアなど災害に脆弱な国に対し、産学官連携で防災システムの構築・運用をパッケージで支援する。また、衛星システム等の我が国の技術をいかした防災ネットワークの構築に向けて、ASEAN 防災ネットワーク構築構想を推進し、災害に関するハイレベル世界会議や第3回国連防災世界会議の主催等を通じ、防災分野での国際社会の取組を主導する。

○ **農業・食料分野での支援等**

途上国の人々を、貧困や飢餓、紛争・テロ等の危険から守るために、農業・食料分野での支援や緊急・人道支援、平和構築支援などに引き続き取り組む。

○ **インクルーシブな成長の基礎となる法制度整備支援の推進**

開発途上国における法の支配の確立と社会経済の基盤整備を図り、成長を確実なものとするために、法制度整備支援を推進する。

○ **国際機関に勤務する邦人職員の増強**

若手専門職員のためのジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JP0）派遣制度の充実や国際機関での就業機会に関する情報提供など国際機関における邦人職員の増強・定着に取り組む。

○ **日本食文化の無形文化遺産への登録**

我が国が誇るべき食文化について、理解の促進とその魅力向上を図り、日本文化の発信につなげるため、ユネスコ無形文化遺産への登録を推進する。

○ **日本ブランドの再構築**

ダボス会議を始めとする国際会議等の場における日本再生の姿の発信、クールジャパンの推進、世界のグリーン経済移行への貢献等を通じ、国際的風評被害を乗り越え、日本ブランドの復活・強化、さらには多様な日本の魅力の発信に積極的に取



り組む。

○ **グリーン経済への移行における貢献（「課題先進国日本」としての貢献）**

2012年6月のリオ+20や、2015年以降の国際開発目標（ポスト MDGs）を視野に、環境・社会に配慮した持続可能な開発の実現に向けたグリーン経済への移行において我が国が主導的役割を果たすことにより、我が国の優れた環境・エネルギー技術の世界への普及を促進する。

○ **ODAの戦略的・効果的な活用**

「内向き志向」からの脱却を目指し、人間の安全保障の実現、環境技術など我が国先端技術の海外への提供、中小企業を含む日本企業の海外展開支援等を促進する観点を踏まえつつ、スキームの見直し等の検討も含め、ODAの戦略的・効果的な活用を推進する。